

旭医大達第139号
令和3年8月23日

旭川医科大学病院校費負担患者診療規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院校費負担患者診療規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院校費負担患者診療規程（平成16年旭医大達第119号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の別紙様式第1及び別紙様式第2は、令和3年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>別紙様式第1（第5条第2項関係）</u> <u>別紙様式第2（第9条項関係）</u></p> <p>【改正理由】 令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p><u>別紙様式第1（第5条第2項関係）</u> <u>別紙様式第2（第9条項関係）</u></p>

